

第6期 雲南市農業委員会第26回総会議事録

1. 日 時 令和元年8月21日(水) 13:30~14:50

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員(17名)

1番 錦織 邦男	2番 高田 耕	3番 竹内 勉	4番 奥田 武
5番 神田 邦昭	6番 小山 益男	7番 山本 裕子	9番 佐藤 博子
10番 三原 治雄	11番 吾郷 正司	13番 橋本 博	14番 三島 輝昭
15番 柳原 昌広	16番 嘉本 輝雄	17番 山本 博子	18番 内部 武雄
19番 加藤 一郎			

4. 欠席委員(2名)

8番 吉廣 丈晴 12番 高橋美佐子

5. 事務局又は説明者 統括監 日野 誠 事務局長 奥井健次 統括主幹 白築 香
主 幹 土江慶彦 主 幹 錦織研吾

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第174号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第175号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第176号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第177号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第178号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第179号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。
議 長	ただ今の出席委員は、17名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第26回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p><u>日程第1. 議事録署名委員の指名</u>を行ないます。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、15番柳原昌広委員、16番嘉本輝雄委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p><u>日程第2. 諸報告</u>を行ないます。事務局より説明を求めます。</p> <p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長専決処分の報告（農用地区域除外決定案件）について ・斡旋依頼の受理について ・農地法の規定による許可指令書の取り消し願について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・田畑転換届出の受理について ・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項について ・会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。質問はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p><u>日程第3. 議案の上程</u>を行ないます。それでは最初に、「<u>議第174号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について</u>」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書7ページ「議第174号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」説明します。8ページをご覧ください。図面は最初のページからご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑、現況荒廃農地、面積は53㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇市〇〇町の□□□□さん、非農地の事由は「相当以前より耕作しておらず灌木類も生育し山林原野化してしまった」ということです。令和元年8月5日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしくをお願いします。</p> <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>（確認委員、補足説明なし）</p>
議 長	

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	無いようですので、ただ今事務局から説明をいたしました但質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。 「議第174号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」 は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第174号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認につ いて」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	次に、「議第175号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」 を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書9ページ「議第175号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認 について」を説明します。10ページをご覧ください。図面については5ページから 掲載しています。 今回、非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇、〇〇町〇〇、〇〇、 〇〇町〇〇、〇〇町〇〇地区です。 申請番号1～2番、〇〇町〇〇地区については、地目は畑2筆で、関係者は1名で 合計面積は2,076㎡です。令和元年7月10日に現地調査を行っており、確認委 員は〇〇推進委員さんです。 申請番号3～10番、〇〇町〇〇地区については、地目が田5筆、畑3筆の合計8 筆で、関係者は1名で合計面積は8,757㎡です。令和元年7月12日に現地調査 を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。 申請番号11番、〇〇町〇〇地区については、地目は畑1筆で、関係者は1名で面 積は168㎡です。令和元年7月4日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇推進 委員さんです。 申請番号12～13番、〇〇町〇〇地区については、地目は田2筆で、関係者は1 名で合計面積は896㎡です。令和元年7月3日に現地調査を行っており、確認委員 は〇〇推進委員さんです。 申請番号14～21番、〇〇町〇〇地区については、地目が田5筆、畑3筆の合計 8筆で、関係者は1名で合計面積は4,687㎡です。令和元年7月19日に現地調 査を行っており、確認委員は〇〇推進委員さんです。 すべての地区の合計は、地目が田12筆、畑9筆の合計21筆、関係者は5名で合 計面積は16,584㎡です。 非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などや むを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難 な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。 以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(確認委員、補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。「議第175号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、「議第175号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「<u>議第176号農地法第3条の規定による許可申請について</u>」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページ「議第176号農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。今回2件の申請が出ております。</p> <p>議案書13ページをご覧ください。資料は17ページとなります。</p> <p>申請番号1番。〇〇町〇〇△△-△外15筆。地目は登記簿現況ともに田が7筆、畑が8筆、登記簿宅地現況田が1筆で、合計面積は16,726.64㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は「高齢になり耕作が困難になったため、後継者に貸付ける。」ということです。借受人は、息子さんの△△△△さん。申請事由は「申請地を借り受け、農業経営を主宰する。」ということです。農業者年金受給者で再設定されるものです。</p> <p>確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>ここで、〇〇町〇〇△△-△の登記地目が宅地となっていることについて説明いたします。</p> <p>全部事項証明書には、「年月日不詳地目変更 国土調査による成果 昭和48年6月7日」との記載があり、登記地目が「宅地」に変更されています。</p> <p>土地所有者の□□□□さんに伺ったところ、国土調査時(地籍調査時)には作業小屋があったとのことでした。そしてその後、△△-△は平成4年6月22日付けで△△-△と△△-△に分筆され、△△-△は旧大東町(現雲南市)所有となり、登記地目は「公衆用道路」となりましたが、△△-△は登記地目が宅地のまま現在に至っている状況です。現況は田となっております。</p> <p>申請番号2番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿田・現況畑で、面積は899㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は「高齢になり耕作が困難になったため。」ということです。</p> <p>譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は「現在、申請地で耕作をさせて</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>もらっているため。」ということです。</p> <p>土地代は10アールあたり389,200円。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>なお、本案件の譲受人は、議第179号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」の申請番号5番の借受人と同じであり、これにより農地取得下限面積要件を満たすことになります。</p> <p>以上、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(確認委員、補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。「議第176号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、「議第176号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「<u>議第177号農地法第4条の規定による許可申請について</u>」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書15ページ「議第177号農地法第4条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。16ページをご覧ください。</p> <p>図面は、25ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で申請面積は9.90㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を新設されます。転用理由は「当該申請地を墓地として利用したいため。」とのこと。農用地区域外で、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると思えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、申請面積は9.92㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を移</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>転されます。転用理由は「山中にある墓地を申請地に移転したいため。」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿田、現況雑種地で申請面積は49㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は宅地進入路です。転用理由は「申請地を宅地進入路として使用したいため。」とのことです。</p> <p>始末書が出されており「農地法の認識不足から昭和59年4月頃に当該申請地を宅地進入路として整備してしまった。」とのことです。第3種農地で、確認は〇〇委員さんです。農地区分は、都市計画区域内の「第1種住居区域」に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で申請面積は31㎡です。申請人は、〇〇都〇〇区の□□□□さんと〇〇県〇〇市の△△△△さん、転用目的は宅地拡張です。</p> <p>転用理由は「申請地は40年以上休耕しており、また進入路がなく単独での利用が困難なため、隣接する宅地と一体的に利用したい。」とのことです。</p> <p>第3種農地で、確認は〇〇委員さんです。農地区分は、都市計画区域内の「準工業地域」に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△外2筆。地目はいずれも登記簿畑、現況宅地で申請面積は合計274㎡です。申請人は、〇〇市〇〇町の□□□□さん、転用目的は宅地拡張で住宅1棟と物置1棟を建設されます。</p> <p>転用理由は「宅地が狭いため建物を増設し、また物置を建設したい。」とのことです。</p> <p>始末書が出されており「農地法の認識不足から当該申請地に昭和40年代に納屋を、平成6年に居宅を増設してしまった。」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇推進委員さんです。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに田で申請面積は9.60㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を建設されます。転用理由は「現在の墓地は山中にあるため、申請地に総墓を建設したい。」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号7番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で申請面積は10㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を移転されます。</p> <p>転用理由は「現在の墓地は山の中腹にあり急な参道の先で管理や参拝ができないため、申請地に移転したい。」とのことです。</p> <p>農用地区域外で、確認は〇〇推進委員さんです。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号8番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で申請面積は9.9</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>9㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を移転されます。転用理由は「現在の墓地は急な参道の先にあり管理や参拝が不便であるため、申請地に移転したい。」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号9番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿田、現況宅地で申請面積は351㎡です。申請人は、〇〇県〇〇市の□□□□さん、転用目的は宅地拡張で庭を整備されます。転用理由は「宅地の前が狭いため、申請地を庭として整備したい。」とのことです。</p> <p>始末書が出されており「農地法の認識不足から約20年前に当該申請地を庭として整備してしまった。」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇推進委員さんです。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>以上報告いたします。ご審議についてよろしくお祈りいたします。</p>
議 長 10番	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>10番〇〇です。申請番号3番について、この度□□□□さんより始末書が出ておりますので、読み上げさせていただきます。</p> <p>「今回、農地転用申請します土地は、昭和59年4月頃に農地法の許可を受けずに造成してしまい、現在に至っております。当時、農地法について十分な知識が無かったとはいえ、無断転用したことについて深く反省し、お詫び申し上げます。今後は、農地法を遵守しますので今回の申請につきましては、何卒よろしくお取り計らいの程、お願い申し上げます。」令和元年7月23日に提出されております。よろしくお祈り申し上げます。</p>
議 長 9番	<p>他に、はいどうぞ。</p> <p>9番〇〇です。申請番号5番について、この度□□□□さんより始末書が出ておりますので、読み上げさせていただきます。</p> <p>「この度、農地法第4条の許可申請をするにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△-△、△△-△及び△△-△の土地は畑でありましたが、父△△△△が昭和40年代に納屋を新築、平成6年に居宅を増築し、宅地として利用してきました。</p> <p>本来なら、農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いいたします。」</p> <p>以上でございます。よろしくお祈り申し上げます。</p>
議 長 5番	<p>他に、はいどうぞ。</p> <p>5番〇〇です。申請番号9番について、この度□□□□さんより始末書が出ておりますので、読み上げさせていただきます。</p> <p>「この度、農地法第4条の許可申請をするにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△-△の土地は農地でありましたが、約20年前より庭を拡張して利用してきました。</p> <p>本来なら、農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いいたします。」</p>

発信者	議 事 録 要 旨
5 番 議 長	<p>ご審議をよろしくお願ひ申し上げます。 他にございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。「議第177号農地法第4条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、「議第177号農地法第4条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「<u>議第178号農地法第5条の規定による許可申請について</u>」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書19ページ「議第178号農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。今回6件の申請が出ております。 議案書20ページをご覧ください。資料は69ページとなります。 申請番号1番。〇〇町〇〇△△-△外1筆。地目は登記簿田現況排水路が1筆、登記簿田現況宅地が1筆で、合計面積は60㎡です。 権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は、宅地拡張と宅地排水路用地で、住宅敷地と排水路を整備されます。転用理由は「現在利用している住宅敷地及びその排水路用地を取得したい。」ということです。 始末書が出されており「昭和51年に現在の状態に宅地造成、排水路敷設工事を完了し今日に至ってしまった。」ということです。土地代は無償。確認は〇〇推進委員さんです。農用地区域外で農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。 申請番号2番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、面積は152㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。 転用目的は、個人住宅で、個人住宅1棟を建築されます。転用理由は「現在、借家住まいであるが家族も増え、子供も大きくなり手狭となってきた為、今回申請地を借り受け、住宅を新築したい。」ということです。確認は〇〇委員さんです。 農用地区域外で、農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号3番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、面積は76㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は、宅地拡張で、住宅敷地を整備されます。</p> <p>転用理由は「現在自宅の敷地（〇〇△△-△）が狭隘なため、土地を譲受け、宅地を拡張したい。」ということです。土地代は10アールあたり395,000円。確認は〇〇推進委員さんです。農用地区域外で、農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号4番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿畑現況排水路で、面積は23㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。</p> <p>転用目的は、排水路で排水路を整備されます。転用理由は「自家用排水路を整備する。」ということです。土地代は10アールあたり2,174,000円。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>始末書が出されており「昭和54年住宅新築時より排水路として利用してしまっただ。」ということです。</p> <p>農用地区域外で、農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号5番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、面積は93㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の株式会社△△ 代表取締役△△△△さんです。転用目的は、駐車場で、駐車場3台分を整備されます。</p> <p>転用理由は「申請地に駐車場を整備する。」ということです。</p> <p>土地代は無償。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農用地区域外で、農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号6番。〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿田現況原野で、面積は35㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さん△△△△さんです。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、個人住宅1棟を建築されます。</p> <p>転用理由は「個人住宅として自宅を建築する。」ということです。</p> <p>土地代は10アールあたり10,152,000円。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農用地区域外で、農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>以上について、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いします。はいどうぞ。</p>
7 番	<p>7番〇〇です。申請番号1番について、この度△△△△さんより始末書が出ておりますので、読み上げさせていただきます。</p> <p>「今般、農地法第5条の規定により申請いたします土地につきましては、昭和51年に現在の状態に宅地造成、排水路敷設工事を完了しておりました。本家の土地を一部分筆して譲り受け、住宅を建築したものでありますが、今日に至るまで、現状の宅地が譲り受けた土地に相違ないと認識しておりました。排水路については、些少な面積であり、便宜上本家の土地を利用させてもらう事としておりました。此度、排水路</p>

発信者	議 事 録 要 旨
7 番	<p>部分が今後とも必要であると考え、本家より譲り受けようと測量を依頼したところ、宅地部分も一部越境していることが判明したため、併せて手続きをすることといたしました。存外の事とはいえ、結果的に長期間無断転用しておりましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後はこのようなことがないように留意いたしますので、何卒ご寛容なるご処置を賜りますようお願い申し上げます。」</p> <p>ということでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。</p>
議 長 1 6 番	<p>他に、補足説明、はいどうぞ。</p> <p>1 6 番〇〇です。申請番号 4 番について、始末書が出ておりますので、読み上げさせていただきます。</p>
議 長	<p>「この度、農地法第 5 条の許可申請をするにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△-△の土地は農地でありましたが、昭和 5 4 年住宅新築時より排水路として利用してきました。本来なら、農地法の許可を得て工事着手すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いいたします。」</p> <p>ご審議をよろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。はいどうぞ。</p>
1 番	<p>1 番〇〇です。ちょっと確認ですが、申請番号 5 番の駐車場。受人が△△というふうになっておりますけれども、実際駐車場を使われるのは誰が使われるのかということをお教えいただきたい。</p>
議 長 事務局	<p>はい、教えてください。</p> <p>〇〇委員さんから、実際駐車場を使われるのは誰かということです。この△△さんですが、今回申請地を駐車場にされると駐車場 3 台分ということで、申請が出ております。詳細を確認したところ、□□□□さんは、この近くに宅地ございまして、4 条でも出てきましたが、この宅地は空き家状態となっており、△△さんが従業員宿舎として購入されることとなっております。この駐車場は、その従業員さん用の駐車場として利用計画が出ています。</p>
1 番 議 長	<p>わかりました。</p> <p>他に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。「議第 1 7 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議 常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、「議第 1 7 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	次に、「 <u>議第179号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について</u> 」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書22ページ「議第179号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。議案書23ページをご覧ください。</p> <p>今回の設定件数は5件。内訳は〇〇町4件、〇〇町1件です。借り受け戸数は4戸となります。新規設定4件、再設定1件です。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。14時30分まで、暫時休憩とします。ご協議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">・・・（休憩）・・・</p> <p>（協議：〇〇町、〇〇町 【無・・・〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町】）</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。</p> <p>最初に、〇〇町より順次発表願います。</p>
6 番	<p>6番〇〇です。〇〇町は4件ございまして、そのうち3件が新規、1件が再設定ですけれども、いずれも妥当と判断しました。</p>
議 長	<p>次に、〇〇町をお願いします。</p>
11番	<p>11番〇〇です。申請番号5番についての件でございますけれども、検討の結果、問題ないと考えますのでよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、両町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。「議第179号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、「議第179号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として、市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。</p>

9. その他事項等

発信者	その他事項等
事務局	※その他事項について (1) 第7期（令和2年7月改選）に向けた、雲南市農業委員会体制整備等検討結果報告について (2) 農業委員視察研修について
事務局	※第27回総会開催日程等について ○9月の第27回総会は、9月24日（火）午後1時30分より、市役所3階・301会議室で開催します。
事務局 農政課	※「農用地区域変更についての協議」について ○農政課より説明。
事務局	※農用地区域の変更については、9月の総会の際に議案として提出する予定。 それでは、これにて全ての日程を終了いたします。お疲れ様でございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員
